

第5回

税に関する

だいほしゅう
大募集!

絵はがきコンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのか
ということをお小学生のみなさんに知っていただき、
理解と関心を深めていただくために実施いたします。



募集内容

1 テーマ

税に関する絵（税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など）であれば何でも構いません。

2 応募資格

小学校6年生対象

3 応募点数

児童1人につき1点とします。

参加賞

応募者全員に
差し上げます!



4 応募方法及び応募先

- (1) 付属の「専用はがき」に氏名等の必要事項及び税に関する絵を描いて学校へ提出（当会にて学校へ回収に伺います。）
- (2) 付属の「専用はがき」に氏名等の必要事項、及び税に関する絵を描いて直接当法人会に郵送する。（恐れ入りますが52円切手を貼って下さい。）
- (3) 官製はがきに、氏名等の必要事項、及び税に関する絵を描いて直接当法人会に郵送する。（宛先面に必ず氏名等の必要事項をご記入下さい。）

また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。但し、手書きに限りです。（パソコンによる作成は不可と致します。）

5 応募締切 平成27年9月30日（水）

6 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

受賞者には
図書カードを
差し上げます。



※画像はイメージです

7 表彰・発表

審査結果（入選作品）は当会ホームページまたは会報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合（女性部会）が実施するコンクールに出展します。

8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者側に帰属致します。
- (2) 応募作品は返却できませんので、予めご了承下さい。
- (3) 応募作品及び応募者氏名は、法人会ホームページ、パンフレット、ポスター等へ掲載することがあります。また、ポスターは法人会が関係するイベント等で展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 藤枝法人会女性部会
〒426-0025 藤枝市藤枝4-7-16 藤枝商工会議所2F
☎054-643-8410/090-7687-2276

公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉 国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会

法人会とは

法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる82万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。



郵便はがき

4 2 6 - 0 0 2 5

直接・郵送の場合
お手数ですが
52円切手を
お貼りください。

藤枝市藤枝 4-7-16

藤枝商工会議所 2F

公益社団法人 藤枝法人会

「税に関する絵はがきコンクール」係

学校名 学年組	市立	小学校	年組
住所	〒 -		
電話番号	- -		
(フリガナ) 氏名			



私たちは税金を通じて、お互いに支え合って暮らしています。
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう！

税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。

つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。

その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



会社が利益を得たら
法人税



勤めて
いる人は
所得税

家や土地には
固定資産税



マイカーには
自動車税



お買い物をしたら
消費税

税金はどんなことに使われているの？



みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用品・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけでなく、みなさんが安心して楽しく遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができるように道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。

